

越知町小規模ほ場整備事業補助金のご案内

農業者等が行う小規模ほ場整備に要する経費について

町独自の補助金を交付します。

ほ場の整備を希望する方は、産業課にご相談ください。

1. 事業目的

町内に耕作放棄地が発生することを防ぐと共に、農業の担い手や後継者が耕作できる農地を確保し、農地の保全や有効利用を促進するための農地等の整備に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

2. 対象事業

国又は県の補助対象とならない農地の小規模ほ場整備で、耕作放棄地対策や担い手、後継者への農地確保対策となる事業の経費に対して補助をします。

対象となる経費は、農地の区画整理、客土、除レキ、用排水路、農地造成、暗渠排水、耕作道等の整備などの工事費です。

3. 対象者

- ◇ 農業者等で町内に住所又は所在地を有する者
(団体、グループ等は代表者を定めること)
- ◇ 町税等の滞納がないこと
- ◇ 越知町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成25年越知町規則第18号)第2条第2項第5号に定める暴力団員等に該当しないこと。
かつ、将来にわたっても該当しないこと。

4. 補助金

補助金 150万円以内(補助対象事業費200万円以内)

補助率 4分の3以内

5. 提出書類

- ① 申請書 ② 事業計画書
 - ③ 工事費積算書(「〇〇工事一式」という内容では受付できません)
 - ④ 事業計画図 ⑤ 位置図 ⑥ 納税証明書 ⑦ 隣接地所有者同意書
- ※必要に応じて、追加の書類提出及び説明を求める場合があります。

6. 申請方法等

- ① 提出書類は、産業課まで、持参してください。

7. その他

- ① 申請は随時受付しますが、申請年度内に工事を完了する必要があります。
- ② 補助金は予算の範囲内で交付します。予算の上限に達した場合は受付できません。
- ③ 整備した農地は、3年間以内に農地以外のものに変更することができません。

【申請書提出先・問い合わせ窓口】

産業課

☎0889-26-1105

越知町小規模ほ場整備事業補助金 計算例

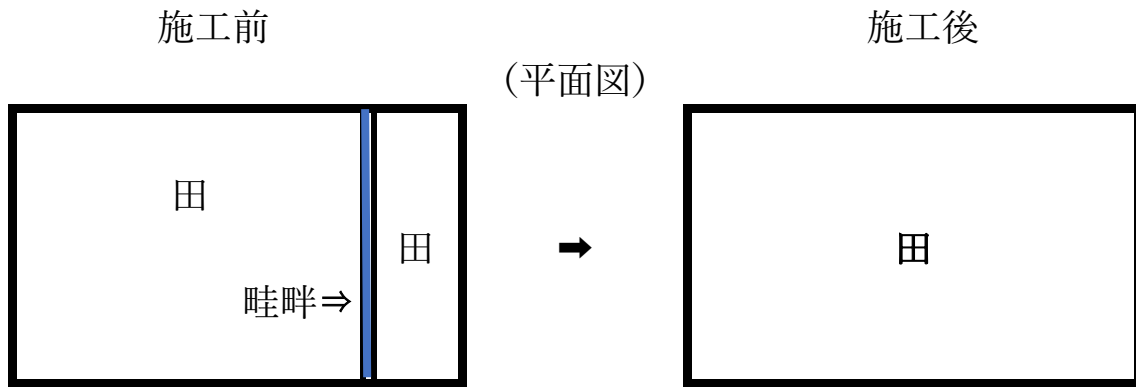
- ① 事業費 1,000,000 円の場合
補助金 $1,000,000 \text{ 円} \times 3/4 = 750,000 \text{ 円}$
負担金 250,000 円
- ② 事業費 1,705,000 円の場合
補助金 $1,705,000 \text{ 円} \times 3/4 = 1,278,750 \text{ 円} \div 1,278,000 \text{ 円}$
※算出された金額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨て
負担金 427,000 円
- ③ 事業費 2,000,000 円の場合
補助金 $2,000,000 \text{ 円} \times 3/4 = 1,500,000 \text{ 円}$
負担金 500,000 円
- ④ 事業費 2,200,000 円の場合
補助対象事業費：200 万円 < 220 万円
補助金 $2,000,000 \text{ 円} \times 3/4 = 1,500,000 \text{ 円}$
負担金 700,000 円
- ⑤ 事業費 3,000,000 円の場合
補助対象事業費：200 万円 < 300 万円
補助金 $2,000,000 \text{ 円} \times 3/4 = 1,500,000 \text{ 円}$
負担金 1,500,000 円

お問い合わせ先

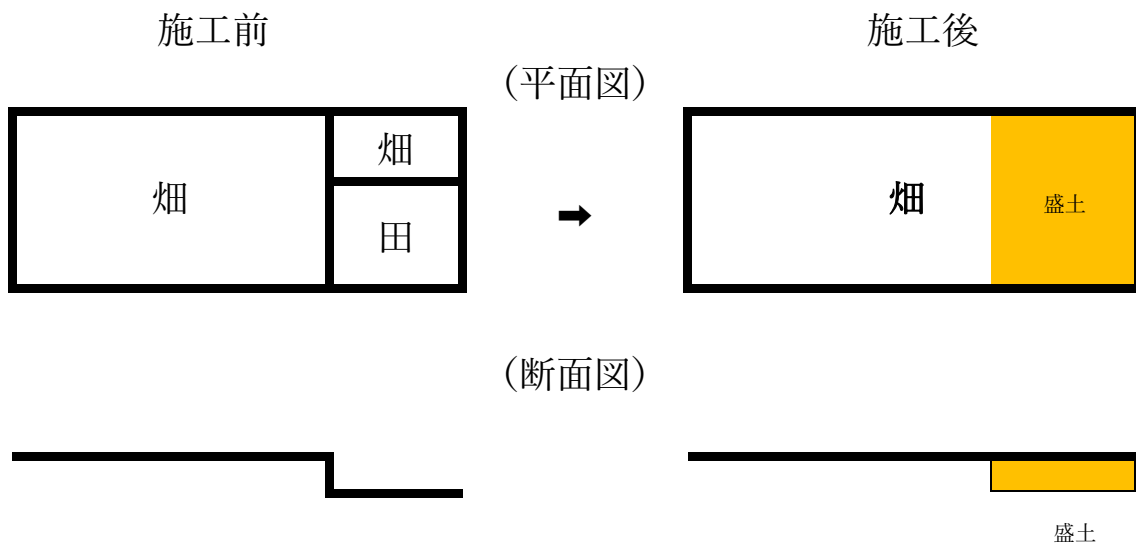
越知町産業課	☎0889-26-1105
受付時間：8:30～12:00、13:00～17:15（平日）	

施 工 例

① 畦畔除去



② 区画整理



③ せまち直し

